

表題部 (土地の表示)		調製	平成5年9月22日	不動産番号	0115000213241
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	荒川区西日暮里二丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	町反畝	歩	原因及びその日付〔登記の日付〕
216番	宅地	㊸	150	00	余白
420番2	宅地		373	08	昭和46年6月1日土地区画整理法による換地処分 〔昭和46年6月1日〕
余白	余白	余白			昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年9月22日
余白	余白		292	54	③420番2、420番12に分筆 〔平成6年9月8日〕
余白	余白		26	39	③420番2、420番13ないし420番15に分筆 〔平成6年9月16日〕

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和55年5月14日 第14876号	原因 昭和54年10月8日相続
付記1号	1番登記名義人住所変更	平成22年2月19日 第5268号	原因 平成20年10月5日住所移転 住所 文京区大塚六丁目29番15-502号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年9月22日
2	所有権移転	平成22年2月19日 第5269号	原因 平成22年2月19日売買 所有者 東京都港区芝二丁目3番3号 株式会社日商ハーモニー
付記1号	2番登記名義人住所、名称変更	平成23年10月11日 第29727号	原因 平成23年5月1日本店移転 平成23年9月30日商号変更 商号本店 東京都港区芝大門二丁目5番5号 株式会社シノケンハーモニー
3	所有権敷地権	余白	建物の表示 荒川区西日暮里2丁目420番地14、420番地2、420番地13 一棟の建物の名称 ハーモニーレジデンス日暮里 平成23年11月10日登記

権利部(乙区) (所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成22年2月19日 第5270号	原因 平成22年2月19日設定 極度額 金2億7,600万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 東京都港区芝二丁目3番3号 株式会社日商ハーモニー 根抵当権者 東京都千代田区神田司町二丁目7番地 日本振興銀行株式会社 共同担保 目録(㉞)第3493号
付記1号	1番根抵当権移転	平成23年4月25日 第12921号	原因 平成23年4月25日譲渡 根抵当権者 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 株式会社第二日本承継銀行
付記1号 の付記1号	1番付記1号登記名義人住所、名称 変更	平成24年1月31日 第3088号	原因 平成23年12月26日本店移転 平成23年12月26日商号変更 商号本店 東京都千代田区神田司町二丁目7番地 株式会社イオンコミュニティ銀行
付記2号	1番根抵当権変更	平成23年4月25日 第12922号	原因 平成23年4月25日変更 債権の範囲 銀行取引、手形債権、小切手債権 、平成23年4月25日事業譲渡(譲渡人日本振興銀行株式会社)にかかる債権のうち変更前根抵当権の被担保債権の範囲に属する債権
付記3号	1番根抵当権変更	平成23年11月30日 第35435号	原因 平成23年5月1日本店移転 平成23年9月30日商号変更 債務者 東京都港区芝大門二丁目5番5号 株式会社シノケンハーモニー
付記4号	1番根抵当権を株式会社シノケンハーモニー持分の根抵当権とする変更	平成24年1月31日 第3089号	原因 平成24年1月31日株式会社シノケンハーモニー持分(家屋番号 西日暮里二丁目420番14の302、西日暮里二丁目420番14の303、西日暮里二丁目420番14の504の建物の敷地権)の解除
付記5号	1番根抵当権を株式会社シノケンハーモニー持分の根抵当権とする変更	平成24年2月17日 第5178号	原因 平成24年2月16日株式会社シノケンハーモニー持分(家屋番号 西日暮里二丁目420番14の204、西日暮里二丁目420番14の304、西日暮里二丁目420番14の402、西日暮里二丁目420番14の403の建物の敷地権)の解除
付記6号	1番根抵当権を株式会社シノケンハーモニー持分の根抵当権とする変更	平成24年2月24日 第5934号	原因 平成24年2月23日株式会社シノケンハーモニー持分(家屋番号 西日暮里二丁目420番14の502、西日暮里二丁目420番14の601、西日暮里二丁目420番14の602、西日暮里二丁目420番14の701、西日暮里二丁目420番14の702、西日暮里二丁目420番14の801、西日暮里二丁目420番14の901、西日暮里二丁目420番14の902、西日暮里二丁目420番14の1001、西日暮里二丁目420番14の1002、西日暮里二丁目

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			420番14の1101、西日暮里二丁目420番14の1102、西日暮里二丁目420番14の1201、西日暮里二丁目420番14の1202、西日暮里二丁目420番14の1301、西日暮里二丁目420番14の1302の建物の敷地権)の解除
2	1番根抵当権抹消	平成24年2月29日 第6775号	原因 平成24年2月23日解除



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局北出張所管轄)

令和3年8月12日

東京法務局新宿出張所

登記官

大滝直子



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K07992 (2/4)

3/3